

資料 1

別紙 1

「WES 9801:2025 特定認定高度保安実施者による保安検査基準 (コンビナート等保安規則関係)」に関する技術評価書

2025 年 12 月 3 日
設備技術規格評価委員会

民間規格等作成団体が作成した民間規格、経済産業省20231213保局第3号「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）」に基づき、高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価した。

I. 「WES 9801:2025 特定認定高度保安実施者による保安検査基準 (コンビナート等保安規則関係)」に関する技術評価書

技術評価の要件 (設備技術規格評価委員会規則第 8 条並び に民間規格評価機関の要件 2. (3)(⑥))	評価	確認内容
1. 審査対象となる技術基準類が設備技術規格評価委員会規則の附属書 1 に記載された要件を満たしているか。 ※附属書 1 に対する差異事項がある場合はその説明をすること。	○	附属書 1 の通り、要件を満たしている。
2. 技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。	○	項目上の対応は取れている。 別添 3_特定認定高度保安実施者による保安検査基準改正内容について 別添 6-1_技術上の基準に対する保安検査方法の設定 別添 6-2_WES 9801 と KHKS の比較
3. 検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。	○	既に広く活用されている規格類に沿ったものであり、いずれも具体的な手法や仕様は明確になっている。 別添 3_特定認定高度保安実施者による保安検査基準改定内容について 別添 6-1_技術上の基準に対する保安検査方法の設定 別添 6-2_WES 9801 と KHKS の比較

技術評価の要件 (設備技術規格評価委員会規則第8条並びに民間規格評価機関の要件2.(3)(⑥))	評価	確認内容
		較 別添13_WES 9801 特定認定高度 保安実施者による保安検査 基準（コンビナート等保安 規則関係） 別添14_WES 9802 圧力設備の維 持管理基準
4. 評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	○	国際的に広く活用されている API/ ASME 規格並びにこれに代替対応し得る国内規格を基礎母体として構成されており、規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として問題なく成立する。 別添7_規格体系
5. 関連する技術の動向及び最新知見を参考し、考慮しているか。	○	基礎母体となる規格は現時点で最新知見に基づいた規格である。 別添7_規格体系

II. 添付資料

資料1 設備技術規格評価委員会 委員名簿（2025年12月3日時点）および利害関係等の確認結果

資料2 民間規格等作成団体 作成資料（添付資料1～6）

資料3 WES 9801:2025 特定認定高度保安実施者による保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）の技術評価書(案)に対する設備技術規格評価委員の意見聴取結果

資料4 WES 9801:2025 特定認定高度保安実施者による保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）の訂正票

附属書1 審査申請する規格基準類の要件（チェックリスト）

項目	評価
1. 公開性 当該規格に関連する各分野からの参加と委員への任命条件に何らかの制限がないこと。即ち、その規格の制定審議をする委員の任命にあたっては、過度な財政的障壁(国内外の一般的な学協会会合の参加費程度は除く)を設けていないこと、また何らかの組織団体への所属を前提としていること。	【別添10_圧力設備サステナブル保安部会規格原案作成委員会規則 第3条6項】に『いかなる団体への帰属も前提としない。』と明記し、委員への任命条件に制限は設けていない。また任命した委員からは参加費を徴収していない。従って要件を満たしている。
2. 優越性の排除 当該規格に関連する各分野の審議委員が特定の分野に偏っておらず、また特定の利害を持つ個人または集団等が支配的とならないように配慮した規格制定審議手順が定められていること。ここにおいて支配とは、抜きんでた権限、上位の立場としての威力、影響力を持つ立場、もしくはその行使によって、他の見解に対する公明正大な検討を排除することを意味する。	【別添10_圧力設備サステナブル保安部会規格原案作成委員会規則 第3条4、5項】に記載『各カテゴリに所属する委員数は、各々のカテゴリにおいて最大でも全委員数の1/3を超えてはならないものとする。』と明記、続いて同6項には「上記に關わらず委員の選任にあたっては、当該カテゴリの専門知識において広く認められた学識経験者または技術者を第一とし、特定の利害を持つ個人または集団等が支配的とならないよう配慮しなければならない。またいかなる団体への帰属も前提としない。』と明記し委員の委嘱をしており、実際の委員の選定にも名簿の通り特に偏りは見られない。従って要件を満たしている。
3. 当該規格の制改定に関与する委員のバランス 当該規格の制改訂に関与する委員の分野とは、少なくとも次の三つの分野を指し、特定の分野の委員が1/3を超えていないこと。 1) 関連する製品の生産者またはサービスの提供者 2) 製品又はサービスのユーザー 3) 一般的な利害関係者	項目2で述べた通り、各カテゴリバランスに従った委員選定を行っており、それぞれ1/3を超えないように規定されている。また委員のカテゴリ分類は附属書に示される三つの分野をさらに詳細に分割、バランスに配慮している。従って要件を満たしている。
4. 関連規格との調和 規格としての体系性が考慮されていること。即ち関連する規格との連続性、連携性、調和性のあるものであること。	【別添7_規格体系】の通り、国際的に広く認められ体系も整っている API/ASME 規格を母体とし、これに対する高圧ガス保安法等の関係法令や JIS 規格等を踏まえた補足事項や例外事項を規定した規格体系になっており、関連規格との連続性、連携性、調和性のあるものになっている。従って要件は満たしている。

項目	評価
5. パブリックコメントの実施 パブリックコメントを実施した規格であること。 ここにおいてパブリックコメントとは、インターネット上のホームページ等によりパブリックコメントが広く一般に告知され、関連する個人または団体が意見を制限なく提出でき、それに対する回答も公示されている状態を指す。	日本溶接協会の規定に従い、日本溶接協会のホームページ経由でパブリックコメントを実施済みの規格である。従って要件は満たしている。 ホームページ： 日本溶接協会一規格委員会 —パブリックコメント 別添8_パブリックコメント意見募集要領 別添9_パブリックコメント意見募集結果
6. コンセンサスに対するエビデンス 規格策定プロセスにおいて、コンセンサスが得られた状態となるまでの審議手順について明確化されており、またその過程が正しく進められたことについて、議事録などでエビデンスが確認できるものであること。 ここにおいてコンセンサスが得られた状態とは、全ての視点、意見に対しての議論検討が完了し、その解決のための努力がなされた時点を言う。	審議手順については、【別添10_圧力設備サステナブル保安部会 規格原案作成委員会委員会規則 第12条】に明記しており、委員コメントは全てコメント一覧表で管理、各コメントについてコンセンサスを得て審議を進めている。議事録等については日本溶接協会のホームページに掲載している通りである。従って要件を満たしている。 別添4-1_第1回規格原案作成委員会議事録 別添4-2_第2回規格原案作成委員会議事録 別添4-3_第3回規格原案作成委員会議事録 別添5_書面審議 規格原案作成委員会
7. 不服の申し立て 規格の策定プロセスにおいて、倫理に反する行為、作為または不作為等の手続上の問題に対する異議があった場合は、その異議の申し立てを受け付け、第三者が公正に審議できる体制を整えていること。	【別添12_圧力設備サステナブル保安部会 規格原案作成委員会 不服申立て対応要領】に基づき、不服申し立て発生時は弁護士を含む第三者委員会にて審査されることが規定されている。従って要件を満たしている。
8. 規格の解釈対応責任 規格の運用後の解釈問い合わせの方法が明示され、その解釈に対する回答が公開されていること。	【別添11_圧力設備サステナブル保安部会 規格原案作成委員会 問い合わせ対応要領】に基づき、 ホームページ 上にて問い合わせ対応体制を整えている。従って要件を満たしている。

項目	評価
9. 規格の維持管理責任 規格の改定見直しが少なくとも 5 年に一度実施され、今後もその改定見直しが継続できる体制が確認できること。	【別添 10_圧力設備サステナブル保安部会規格原案作成委員会規則 第 17 条】に 5 年以内に改定されない場合は、廃止とすることを明記している。尚、今回審査申請した規格については、母体となる最新の API/ASME 規格改定動向を反映するとともに策定規格の PDCA を確実に回すべく、次年度改正案の検討に着手している。また、規格を策定する規格原案作成委員会及び WG は、常時開設とし、委員を通年で委嘱して継続して改定見直しができる体制として運用している。従って要件を満たしている。